

反障害通信

25. 9. 18

180 号

左派・リベラル・保守・右派・極右(ファシズム)規定再論

資本主義の剥き出しの暴力支配から、国民国家の共同幻想性による国民統合と国際協調を突き出し、「人権」や民主主義を掲げて暴力性を覆い隠したグローバリゼーションが世界を覆い、資本主義の最終段階として登場しつつ、資本主義の終わりの始まりが宣言さるべきときに、資本主義の墓掘り人たる左派(反資本主義の社会変革派)が定立し得ず、またもや、戦争とファシズムの隆起が起きてきています。

そもそも、安倍元首相の政権返り咲きの際、欧米のメディアは極右政権の誕生と報じていたのに、日本では、今に至るまで、安倍政治の支持層を「岩盤保守」と言い、トランプ支持層も同じように「岩盤保守」というメディアや学者がいるのです。このあたりのことが、今日のファシズムの蠢動としての右派ポピュリズムの台頭を許す一因ともなっていると想えます。この間試行錯誤してきた、政治的動向の思想的分類規定をまとめ直す作業をしておきたいと思います。標題とは逆に規定していきます。分析の指標は①国家主義批判、②反差別主義、③資本主義社会への評価です。

I 政治潮流の概念的分類

(1)極右(ファシズム)

極右(ファシズム)の指標には、①国家主義—超国家主義があります。超国家主義というのは、ドイツ・ナチズムの第三帝国とかアーリア人種での世界制覇なり、国家を超えたところでのファシズム的支配を唱えることがあるからです。これは日本ファシズムの「五族協和」とか「大東亜共栄圏」を唱えた、欧米帝国主義への対抗意識・敵対視において汎アジア主義的に突き出しつつ、アジア諸国を植民地化・支配収奪する構造を生み出しました。②もうひとつの指標—差別主義は、これが右派との違いは、右派はポピュリズム的に反差別を唱えることがあるのですが(註1)、差別を正当化するのです。③に対しては、ファシズム体制を完成させる以前のファシズムの蠢動の右派ポピュリズム時代には、金儲け主義批判や労働者の味方としての反資本主義的なことを突き出すことがあります、それはあくまでも、ごまかしでしかありません(註2)。これへの対抗・批判は、「差別をゆるすことは無限の殺し合いを認めることになる、それでいいのか？」というところで、捲き込まれるひとたちを引き剥がしていくことが必要になります。

(2)右派

右派は、①国家主義的で、②差別的な主張をします。封建主義的な言説も吐くということで、③反資本主義的でもあります。ただ、極右との違いは、「民主主義」を全否定することなく、差別を全肯定はしません。このあたりは、保守とリベラルとの対比的にもとらえることです。特に、右派は議会主義的には、ポピュリズムを常套にします。ファシズムの蠢動としての右派ポピュリズムとして顕れます。ナチが、嘘とペテンで政権を獲得して

いった歴史を押さえておく必要があります。

(3)保守

そもそも保守概念がもっともあいまいになっています。保守の守るという概念では、「命と生活を守る」なり、「人権を守る」ということもあります。ところで 保守が一番に守るのは③の資本主義社会の体制を守るということです。①国家主義でいえば、国家主義の枠内にあり、国家の安全保障というところにとらわれたままです。②の差別や「人権」(註3)の問題に関しては、リベラルと右派の間にあると言い得ます。

(4)リベラル

リベラルは国家主義と人権概念のはざまにあるといえます。しかし、①国家の論理にとらわれていることには違いがありません。リベラルは、保守の左派方向へのはみ出し的にあり、②人権とか反差別を一応押さえている、と言い得ます。これは、③資本主義の暴力性を修正したところの概念、「人権」や民主主義を大切にするというところで出されていることです。

(5)左派

さて、この左派規定がもっともあいまいになっていると言い得ます。それは、そもそも「ロシア革命」やそれに続く「衛星圏」の成立、「中国革命」の成立を、「社会主義国家」が成立したとして(註4)、一国社会主義は可能だとしたスターリン主義国家論を「社会主義国家」として、なおも冷戦構造の中で国家資本主義の「全体主義国家」を資本主義の擁護者たちが「共産主義国家」(註5)として、反共産主義の宣伝に用いた事から混乱をもたらしています。それは、当事「国家」の側も「社会主義国家の防衛」というところで、①国家主義的であり、②差別性において、何ら差別性は克服されていず、国家主義的に全体(主義)への奉仕という概念で、生産性向上の国家資本主義概念から来る、差別性を克服できないどころかより差別的にもなっていると言い得ます。③そして、国家資本主義ですから、反資本主義にもなっていません。左派であるところの条件は、わたし的には①国家主義の止揚に向かうこと②反差別であること③資本主義の止揚に向かうこととなると押さえています。

(6)補説—「社会主義」を装う全体主義国家

さて、ここまで書いて、アーレントのいう「全体主義」は何処に位置づけられるのかの問題があります。「共産主義の第一段階としての「社会主義」という意味では、「左派」に位置づけられるはずだったものが、極右的なところにループしてしまったとしか言いようがないのです。ただ、アーレントが「全体主義」概念を突き出したことで、ファシズム論が曖昧になってしまったことがあります。それは、「全体主義」というネーミングだと「個の犠牲の上になりたつ全体」概念なのですが、それを「社会主義」と規定すると、「一人は万人のために、万人は一人のために」とする社会主義概念と離反します。ファシズムは結局個の利益を追求するエゴイズムなのです。国家社会主義＝ファシズムと社会主義は相容れません。アーレントは、このあたりを押さえ損なって、ロシアのソヴィエト社会主義人民共和国連邦を「社会主義」として押さえ、それを全体に奉仕する個人という概念で(これはソヴィエトが党の独裁に転化したときに、党の中での立身出世というところのエゴイズムが社会を動かしていったところでファシズム的偽装「全体主義」になって行ったのです)、

「全体主義」と押さえた錯誤から来ています。ロシアもその「衛星国」も中国も社会主義社会の定立に失敗した国家資本主義という資本主義国家なのです。

II 日本の政治勢力の分類

ここではファシズム論との絡みで、日本における政党を流れる的に押さえておきたいと思っています。

(a)自民党

自民党はいろいろなひと・グループがいたのですが、総体として保守と右派の連合で、異端的にリベラルといわれるひとも含んでいました。問題は、ジャーナリストや学者たちが、保守と右派を一緒くたにしていたことです。第二次安倍政権が成立したときに、ヨーロッパのジャーナリズムが「極右政権の誕生」と謳っていました。日本のジャーナリズムはヨーロッパの極右勢力の分析はそれなりにしているのですが、自国の極右・ファシズム的な動きを押さえようとはしません。それが安倍政治を生み出した一因となったとも言えます。極右的な部分が伸長し、時には保守的な政策もポピュリズム的なこととして突き出しつつ、保守層の解体・取り込みで、極右的な失われた十年の政権を生み出したのです。

(b)公明党

宗教勢力がファシズムの芽になるという押さえが、左翼党派の中にもありまた。それは、日本会議内の宗教団体や旧統一教会や「キリストの幕屋」とか、カルト的な宗教団体を見れば、当て嵌まるのですが、宗教団体は体制順応的に変化していくことによって、むしろどちらかという右よりの保守層を形成していくことになります。

(c)国民民主党

そもそも労働団体を支持基盤にした政党の中で、旧社会党に対抗する労使協調路線の労働団体を支持基盤とする民社党という団体がありました。そこから、維新にまで移った政治家がいました。指標は①の国家主義なのです。ムッソリーニが、レーニンが期待するイタリア社会党員だったのに、元祖「ファシスト党」にまで行ったことと類比的にとらえておかねばなりません。労働団体を支持基盤にもしているので、労働問題における②差別の問題での突き付けをしていくことが必要です。問題なのは、労働問題における核心的な差別（「労働能力」を巡るヒエラルヒーや正規—非正規と差別化）ということ、「労働力の価値」という二重に物象化された差別や、生産手段の所有からの排除(私有財産制)という差別まで掘り下げて問題をとらえることが必要になってきます。

(d)日本維新の会

元祖右派ポピュリズム政党です。そもそも、行政改革、地方分権、脱原発を掲げて、極右の安倍元首相に秋波を送りつつ、安倍政治とシンクロナイズしながら会を作っていました。結局、残った政策は、福祉切り捨ての行政改革で、脱原発も、地方分権もかなぐり捨てました。結局国家主義的なところで、権力を握っていたいというところでの大阪都構想という二極政治を掲げています。この政党の最初の橋下党首が、「民主主義」にある「少数意見の尊重」ということを切り捨て、多数決の原理を宣揚することで、ファシズムに最も近い政党だったのですが、他のより右派のポピュリズム政党が出てきて、霞んでいます。

(e)保守党

この政党は、他の右派が現在的にポピュリズム的な主張をしているのに、極右そのもの

の主張をしていることです。

(f)参政党

この政党は右派ポピュリズムの象徴的政党ですが、ポピュリスト政党の特徴は、票を得るためにはどういう政策を掲げるかで、一見保守的なことも、そして「右でもない左でもない」政策を掲げはするのですが、核心的なところの政策すなわち、先にあげた、①国家主義②差別主義③資本主義を指標にして、そこでどういう政策を立てているかを見極めることが必要です。選挙のキャッチフレーズに使った「日本人ファースト」という標語は、まさに②差別排外主義的標語で、①国家主義的な標語でもあります。まだ、ポピュリズム的なところに止まっていますが、変遷する政策の中で、何が核心としてあるかをきちんと押さえ批判していくことが必要です。

(g)立憲民主党

立憲民主党はリベラルを含む総体的には保守です。それは①国家主義において自民党と変わりはなく、安全保障という論理に取り込まれていきます。②の差別の問題でかろうじてリベラル的ですが、自民党の保守層とそれほど変わりはありません。ただ、自民党が、その内にある保守層が解体的になったので、これらが保守本流的な様相になっています。差別と国家主義批判で、リベラル層へ働きかけていくことが必要になります。

(h)れいわ新撰組

この政党は右左というところで位置づけがたいグループです。代表が自ら「右でも左でもない」と言っているポピュリズムそのもののグループです。党名からすると、「新撰組」は維新よりも右で、「れいわ」などという差別の象徴としての天皇制に組み込まれる元号を使っているので、名前からすると極右政党で、右でも左でもない政党名の「参政」と党名を取り替えると、名は実を表すとなります。わたしは戦後政治のポピュリズムの走りは、保守ポピュリズムの小沢一郎元自民党幹事長で、一時タッグを組み、まさにポピュリズム政治をなしてきました。小沢一郎が自民党内の権力争いで敗れ、自民党を飛び出しました。権力の掌握とかキャスティングボードを握るとかいうところで、状況に合わせてマニフェストを変えていくというまさにポピュリズムを旨とするのです。この党を、左派ポピュリズムと誤解しているひとがいるのですが、左派ポピュリズムなどありえないのです。そもそもあやふやな MMT 理論を、自らの福祉政策の根拠とするとか、先の参議院選で、右派ポピュリズムの排外主義政党が勢力を伸ばしそうとみると、外国人労働者の排除的言辞をはいたりするとか、理論的整理がなされていないのです。そもそも、この政党がいったい何をしようとしているのかよく判りません。きちんと理論的整理をするひとが中から出て来ないと、早晩消え去るか、右派ポピュリズムの中に飲み込まれてしまいます。

(i)日本共産党

そもそも、「ロシア革命」を「社会主義革命の定立」とした錯誤から、マルクス・レーニン主義を党是とする党でした。そもそもマルクス・レーニン主義とはスターリンが唱えていた主義でしかないのです。スターリン主義の総括がなされていないので、歴史的に「マルクス主義者は差別の問題を対象化ができていない」ことの象徴的な組織でした。かろうじて、資本主義的「人権」概念から差別の問題をとらえ返そうとしてきていますが、そもそも、組織論的にヒエラルヒーをもった組織で、前衛党論という差別的な運動・組織論

から抜け出せません。いつのまにか、プロ独やマルクス・レーニン主義などという党是を取り下げ、リベラルなところで差別を捉え返して来ていますが、スターリン主義・レーニン主義の総括まで踏み込んでいかないと、反差別を基底に据えた党名からする共産主義志向の党にはなりません。

(j) 社民党

党名の歴史からすると一応左派志向ですが、③の反資本主義ということは、ヨーロッパ的な構造改革の革命論的なところでそのうちに孕んでいるともとらえられるのですが、もはやリベラルの域を脱し得ない状況になっています。戦争とファシズムの隆起の中で、それに対峙するためには、①反国家主義②反差別主義というところから、きちんと守旧派的なところから脱し、反差別的改革政党として突き出していく必要があるのではと念っています。

(註)

1 参政党は、「日本が最初に反人種差別を唱えた」という話を当の党首がしているのですが、単に先発の欧米帝国主義の汎アジア的帝国主義への差別を問題にしているだけです。これは、アジアの中での帝国主義的支配を問題にしません。自分たちが差別されるのはいやだ、差別する側になりたいという反差別にはならない論理を振り回しているだけです。

2 トランプのラストベルトの白人労働者層のとりこみ、人種差別的排外主義的政策で、自分たちが不利益を受けているのは、移民のせいだという虚偽をふりまき、差別主義的なところにとりこんでいきました。そもそも、ナチはユダヤ人差別を反「ユダヤ資本主義」的言説で反資本主義的突き出しをし、労働者も白色的に取り込んでいったのです。

3 「人権」概念はキリスト教的「天賦人権思想」から来ているのです。そもそも帝国主義の植民地支配の支配イデオロギーにしかならなかったのではないかとわたしは押さえています。人権抑圧国を解放するとして差別の極としての戦争の口実にまですたのです。「人権」の意味があるとしたら、「差別のない関係の物象化」として押さえ、反差別として押さえ直すことです。

4 レーニンとは、新経済政策を採用したときに、「これは国家資本主義だ」と規定していました。そこから、「革命」の防衛的なことにとらわれる中で、それでもドイツの革命や他の国への革命の波及を求めています。それに対してスターリンは、一国でも社会主義建設は可能だとして、国家資本主義を拡張していくことを夢想したのです。それは、結局アーレントのいう「全体主義国家」というファシズムの一種にしかならなかったのです。

新左翼諸党派の多くは、反スターリン主義を突き出しましたが、それをレーニン主義批判まで溯らないと、反スタ・スターリニズムにしかならないのです。そもそもレーニンの組織論、革命論からのとらえ直しが今問われています。次回巻頭言の課題です。

5 共産主義社会というのは階級支配の機構と共同幻想性してある国家が死滅した社会を指すのであって、共産主義と国家はアンチノミーなのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (108) としても)

読書メモ

連載中の「廣松ノート（８）」の『存在と意味２』の６回目。

たわしの読書メモ・・ブログ 711 「廣松ノート（８）」

・廣松渉『存在と意味２—事的世界観の定礎』岩波書店 1993（６）

第一篇 用在の世界の四肢構造

第二章 人称的分極性の現相と能知の二重性

第二節 役割的行動と人格化

（この節の問題設定—長い標題）「能為的主体の他の能為的主体の期待に応えての行動を役割的行動と呼ぶ。役割的行動の場で、能期待者および所期待者の行為の理解、以って他己理解ならびに自己理解が進捗する。——役割的行為における対他対自関係の在り方に応じて当事主体は共軛的な各々の人称性を帯びる。人称的対他対自関係の主体を人格と謂う。」

99-100P

第一段落——「役割行動」 100-7P

（対話①）「能為的主体は、常に必ずしも、顕在意識的に他者の期待に応えつつ行動しているわけではない。当事者に即すれば、自発的に慾求的行動をおこなったり、自律的に期成的行為をおこなったりするのが寧ろ普通である。しかしながら、第三者的・学知的な見地から規定すれば（そして、当事者も反省的にはそのことを追認できるのだが）、人間の行動というものは殆んどが他者（達）の期待に応えてのものになっている。尤も、他者（達）の期待といっても、当の他者（達）自身は“当然的・自然的”な余り、自分が期待を差向けていることを顕在的には意識していない場合をも含むうる。（爰では勿論まだ、非人称的・匿名的な他人、いわゆる世間・世人（「ひと」のルビ）の“期待”に応えての行動といった高次の場面は論域外であり、対向のないし環視的に近在する具身的他者の期待が専ら論件である。）——学知的見地から見て、能期待者の期待に応えての、所期待者の応対的行動という構制が認められるかぎり、当の行動を「役割的行動」と呼ぶことにしたい。」 100P

（小さなポイントの但し書き）「著者は嘗て次のように述べたことがある。／「他者」の興発的価値性の現前に呼応して発動される行動を、それが当事的他者ないし環視の第三者によって「期待（「エクスpekt」のルビ）」されている。様式的行動と（少なくともフェア・ウンスに）認めうる場合、筆者としては、それを当事他者に対向する「役割演技（「ロールプレイング」のルビ）」という概念に包摂したいと思う。＜他者によって期待されている行動の—解発的（「アウスレーゼン」のルビ）に現前（「フォルコメン」のルビ）する当事他者に対向しての—呼応的遂行＞、この間主体的に共軛的な関係性における実践を「役割行動」と呼ぶことにしたいのである。このさい、筆者としては、ステイタスやポジションを前梯にしてロールを云為する一部社会学者とは異なり、直接的・基底的な自他関係に即して「役割」という概念を規定していることに留意ねがいたいのであって、筆者に言わせれば、「地位（「ステイタス」のルビ）」や「部署（「ポジション」のルビ）」というものは、役割行動の機能的編制態が物象化され、一種の“制度化”をこうむることによって事後的に成立する。尤も、

日常的現実においては「地位」ないし「部署」が既成的に確立している部面が多く、この既成性を前梯にしてしかるべき行動の期待がおこなわれるのがむしろ普通になっているのも確かである。このことを勘案して、「地位」ないし、「部署」の既成化に照応する次元での役割演技を特に「役柄」扮技と呼ぶことにし、必要なさいには「役割」一般から「役柄」を次元的に区別することに致したい、云々。／右の定式には規定不十分な暫定的表現ばかりか論件先取的ないし循環規定的な表現すらも孕まれており、これを以って最終的な規定とする心算はないが、著者の謂う「役割行動」なるものを暫定的に表象して頂く縁（「よすが」のルビ）になりうるかと念う。／著者の謂う「役割行動」は相手側（「パートナー」のルビ）の役割期待という意識的契機が存在し、且つ亦、その期待に対する即応性が存在する限り——実は、第三者によって、直接には第二者に対向しての一定の行動が期待されているような場合もあるのだが——、遂行者当人はそのこと[右に挙げた両契機の存在]に無自覚であるがごとき行動をも含みうる。それゆえ、全くの無意識的な共振的同調のごときこそ除外さるべきだとしても、共鳴的同調行動に属する或る種の位層から逸早く「役割的行動」に算入されうる。けだし、「役割行動」と著者の呼ぶ「共—互」的(mit-einander)な規定態は、発生論的には既に、信号的送受、対応的即応、模倣的協応の場面において存立するものである以上、行動発達論的な論脈においては、**前節**で言及したイナイイナイバーや遣り取り以前の局面から早くも見られる。」 100-1P

(対話②)「役割行動の具体相、その成立機序や存立構造などの分析は**次篇(わけてもその第二章「役割行為の相互的構造と協働的態勢」)**中で履行する段取りであるが、爰では、期待され遂行される役割行為の対自的理解、当事相手の遂行的行為・所業的行為の所謂“意味理解”など、必要最小限の論究を試み、**次節(「人格の主体の二相性」)**の論考にとって必要な限りで、実践的主体の人格的主体性、人称性の問題の一端まで論及しておく段である。」

101P

(対話③)「読者が已に賢察しておられるであろうように「役割」「役柄」と謂うとき、著者は演劇モデルで人間行為を概念的に把握しようと企てている。けだし、演劇は人間行為一般の構制的特質を増幅して看取り易い形になっている所以である。尤も、演劇といっても、爰ではむしろ即興劇を主として念頭におき、“筋書”や“舞台装置”や“演技”様式が既成化して「役柄」的に固定化している名作劇のたぐいが恰当(こうとう)なモデルとなる次元は**後論**に譲る運びとする。」 101-2P

第二段落——役割行動に対する地位の先行性という錯誤 102-7P

(対話①)「役割行為の典型的なケースが、能期待者の側が顕在意識的に期待を差向け、且つ、所期待者側も期待されている所業的行為とその様態を自覚しているようなケースであることは言うまでもない。しかるに、嚮に誌した極めて広義の役割的概念では、例えば、初生児の泣声を聞いて授乳の期待と察し母親が授乳するとか、母親のあやしかけに応じて嬰兒が微笑（「ほほえ」のルビ）み返すとか、このたぐいの反応行動さえ(無条件反射や単なる条件反射の域を超えるや)逸早く役割行動に算入される。茲に却って、役割行動に対する地位の先行性という考え、今の例で言えば、「母—子」という「地位」関係の先行性という考えが使噓（「しそう」のルビ）されかねない。」 102P

(対話②)「一部社会学者は「役割(「ロール」のルビ)」の概念を「地位(「ステイタス」のルビ)」と置き換える。これは、地位の概念を「役割」の概念に還元する。これは、地位の概念を「役割」の概念に還元する。これは、地位の概念を「役割」の概念に還元する。」

ど) 概念から導出しようとし、一部哲学者は、“我と汝との役割行為関係”をすら「我—汝」の実体的「地位」関係から導出とようとする。著者としても、既成的日常場面では相互的地位の了解が先行する形で役割期待・役割遂行が現におこなわれる場合が多いことを進んで認める。とあれば、役割が先か地位が先かということに余り拘泥する必要はないように思われるかもしれない。がしかし、役割行動と地位体系のどちらを原初・原理に据えるかは、物象化論にとって重大な岐路であるのみならず、同じく役割理論(「ロール・セオリー」のルビ)と呼ばれても、本質的な相違を生ぜしめうる。」 102P

(対話③)「この故に、われわれは次々篇の論脈内(出されたものはない)において、役割行動の物象化によって地位なるものの既成化が成立する発生論的機序をも見る予定であるが、本章内で後論する「我」と「汝」、「自我」と「他我」の人称性の問題とも関わるので、此处で傍白を挿む流儀で「地位と役割」を堯(「めぐ」のルビ)る問題の一端に言及しておこう。」

102-3P

(小さなポイントの但し書き)「読者の中にも、既成理論の影響の下、「役割」に対する「地位」の先行性を密かに想定されるむきもあろうかと惧れる。時に、更(「あらた」のルビ)めて言うまでもなく、地位の先在性を主張する論者にとって最後の拠点とも謂うべきものが、実体主義的な想念での「我」と「汝」もさることながら、親と子、わけても「母」と「子」の関係性である。それ故、卑俗をも憚らず、この論材へのコミットメントから始めることを恕(「ゆる」のルビ)されたい。／「母」と「子」というのは、一見、子が産まれた瞬間には既成化しているように見え、共互的な実践関与とは関わりなしに前定(「フォルベンシュテイメン」のルビ)されている「地位」であるかのように考えられ易い。なるほど生物学的には、懐妊せる実体的個体とその胎内に存在するもう一つの実体的個体とを規定し、分娩・誕生という事件を機に、一者を母、他者を子と規定するのが常套であろう。しかしながら、社会関係論的規定においては、義母・養子、継母・継子の場合をも含むことを引合いに出すまでもなく、母と子というのは単なる生物学的な生母子関係の謂いではない。しかるに、母なる者と子なる者とを実体化して発想するさいには、生物学上の母子関係に立つ両項的“実体”がそのまま社会関係上の母子関係に立つケースが標準的・通例的であるため、人々はとかく両規定を混淆してしまう。だが、われわれが間主体性論の論脈で問題にする母子関係は固(「もと」のルビ)よりのこと、発達心理学者や社会学者たちが論題とする母子関係も、さしあたっては社会的関係としての母子関係である。ところが社会的関係としての母子関係といっても、ここでもまた、共互的な実践とは無関係に、むしろそれに先立って、母・子の地位が既定的であるように思える場合が現にある。養子縁組や継母子関係がもっぱら法律上の形式的手続きによって成立し、事後的にアクチュアル共互行動がおこなわれる場合がそれである。だがしかし、養母子、継母子の関係が「実の母子関係」の法的擬制であることは絮言するまでもあるまい。では、「実の母子関係」とは何か？ 実体主義的に発想する人々にあっては生物学上の母子の関係(いわゆる「生みの母子関係」)と二重写しにされがちであるにせよ、それはいわゆる「育ての母子関係」を本質的な一規定性とするであろう。しかるに、この「育ての母子関係」たるや共互的・呼応的な一種の実践的な役割関係である。けだし、役割行為を俟って甫めて“母子という地位関係”も成立すると言う所以である。／だが、と反問するむきもありえよう。母という地

位にあればこそ子という地位にある者を養育するのであって、母子の地位関係にない他所の幼児との間では「育て」の役割行動は遂行さるべくもないのではないか。慥かに、母・子としての社会的認知は養育行動の開始に先立って与えられうる。が、当事者間においては地位の相互承認が先行するわけではないということは今措くとしても、母・子としての社会的認知なるものからして、生物学的規定ならざる社会関係規定としては、両者間に母子的役割行動がおこなわれることを前提にしているものであり、論理的には所期的役割行動が先件をなしている。このことが納得(「なっとく」のルビ)されよう。／論者の中には、しかし、——母子関係の場合には、子の側の役割行動が子という地位の自己認識に基づくものではない限りで、母の側はともかく、子の側に即すれば確かに地位ないし部署を先件として役割行動を云々するのは不可能であることを認めたくて——なおも、成人間(「かん」のルビ)における役割行動については地位の相互的承認が役割行動に対して前梯となっている旨を主張する者もありうる。／帝王と臣下、上司と部下といった上下の地位関係にしろ、商人と顧客、投手と捕手といった対等な部署的關係にしろ、およそ社会的関係らしい社会的人間関係というものは、一般に地位・部署が前定的であり、その既定的な地位・部署に応じてそれにふさわしい振舞(役割行動)が遂行されるのが実情ではないか？ 「帝王が帝王であるがゆえに臣下たる自分は臣従するのだと人は思い込んでいるが、実は、人々が臣従するかぎりでのみ帝王たり臣下たるのだ」とはマルクスの援用する警句であるが、しかし、仮令(「たとい」のルビ)夫子(「ふし」のルビ)が臣従しなかったとしても、帝王は依然として帝王としてありつづけ、夫子は、臣従を強制されるのではないか？ 拒否すれば、帝王は夫子を処刑することで君臣の実を実証するのではないか？ これはありうべき想念であり、地位関係の先行性という当事者の思念を象徴的・寓意的に表出している。一部社会学者が地位を前定にして役割行動をそれに附帯させるのも、これと同根の思念に基づくものと付度できる。／此の見解に対して、嚮に用いた表現で言えば、<他者によって期待される行動の—解発的に現前する当事他者に対向しての—呼応的遂行>、すなわち、役割行動が、発生論的にも論理構制上も先であることを論定し、「役割行動」の概念規定を明晰にするためには、発達論的には遙か後段に属する場面をも視野に引入れることを辞すことなく、「役割」「役柄」と「部署」「地位」との関係について一端を叙べる必要に迫られる。——われわれは、これまで、実践的な人間関係を論件にしてきたとはいえ、方法論的自己限定のもとに、さしづめ二個体間のその都度その都度の相互的な行動だけに止目する埒にあった。しかし、部署や地位という概念に關説するからには、単なるその都度の瞬時的な行動だけに止目したのでは不可であり、また、単なる二主体間の直接的な行為連関に留目しただけでは不全である。けだし、部署や地位についての主題的な立論は後論に委ねつつも、論脈を紊(みだ)すことをも憚らず、ここで若干の言及を追補しておく所以である。／扱(「さて」のルビ)、帝王と臣下、商人と顧客……の關係は、単なる二主体だけの關係ではなく、亦、当の關係を成立せしめる行為も一回起的なものではない。一定様式の行為の反復的出現が既定的に見込まれる事態、この既成性を前提にしてはじめて「地位」的關係が云々される。そして、事実、特定の個人が或る折りに<他者によって期待される行動の—解発的に現前する当事他者に対向しての—呼応的遂行>つまり「役割行動」を偶々実行しなかったとしても、地位関係という既成態は存続するのが普通である。特定個人が“何ぞ帝王ならんず乎”と

意気がつてみたところで、それだけでは「帝王—臣下」という既成的地位関係が消失するわけではない。がしかし、それは他の人々が(ないしは本人自身も他の折には)臣従することに因(「よ」のルビ)る。皆が一斉に臣従的行為を断じておこなわなければ「帝王—臣下」という地位の成態も最早存在しえない。地位・部署というものが恰かも役割行動の実行・不実行からは独立に自存するかのように見えるのは、特個的な役割行動からの相対的自立性なのであって、そのさいは他の者の(ないし他の折における本人自身の可能的な)役割行動実行が地位・部署の存立を支えている。総体としてみれば、役割行動が地位・部署なるものを存立せしめており、役割行動あつての地位・部署なのである。(一本や二本髪が抜けてもハゲにはならないが、それは他の髪あるからなのと同趣の機制である！・・・ママ)——地位・部署というものは、役割行動の単なる束ではないが、相補的・共軌的な役割配備の函数態とも謂うべきものであって“役割行為”の具体的な“演者”は入れ替わりうるにせよ、“役割行為”の遂行が端的に存在しなければ、地位・部署なるものは存立すべくもない。地位・部署とは“役割行為”の独自成類的な函数態の一綜合(une fonctionnelle synthèse sui generis)なのである。(尚、ここに“役割行為”“役割配備”と記したものは、精確に言えば、「地位ないし部署の既成化に照応する次元での役割」すなわち「役柄」の次元になっている)。そして謂う所の「独自成類性」は、後論において見定めるように、「物象化」の機制にもとづく一種の「制度化」に負うものにほかならない。／長大に亘った憾(うら)みこそあれ、以上の傍白を挿んだことで、今や捷徑(しょうけい)的に議論を運ぶことが可能になっている。」 103-6P

(対話④)「われわれは原理的には「役割的行動」の「役柄・部署・地位」への先行性を主張するが、用在世界という“人生劇場”における日常的・既成的な場面では殆んどありとあらゆる行動が社会学者流に言えば **status and role**(地位と役柄)に応じた役割演技として営なまれているのが現実である。——「役割(役柄)」演技というものは、啻(「ただ」のルビ)に共軌的なのではなく、複雑なネットワークを形成している。俳優たちが皆一斉に同じ役を演じたのでは舞台劇が成立せず、或る者はハムレット役を、或る者はオフェリヤ役を、或る者はホレーショ役を……それぞれ演じることに於いて甫めて劇が成立するという事情は“人生劇”においても同断である。父役が父役であるのは、母役・子役・老婆役……の共演においてであり、人生劇は味方役ばかりか敵方役をも含むネットワークを成し、個々の「役割(役柄)」なるものはネットワークの反照的規定態として存在する。——現実問題として、いわゆる経済活動や政治活動の具体的・現場的な営為が **status and role** に応じた役割演技として営なまれていることは言わずもがな、挨拶などの日常的な儀礼行為からして演技であり、食事の仕方や排泄の仕方のごときまで、人間行動の様式は文化共同体に内属する他人たちによって期待されている行為方式に応ずる役割演技の構制になっており、まさに「呼吸(い)き」のルビ)の整え方」から「箸の上げ下ろし」に至るまで、人間行動は悉く役割行動として営なまれていると言っても過言ではない。」 106-7P

(対話⑤)「当座の議論としては、しかし、右の事実を念頭に置きつつも、基礎的な問題場面に溯り、そもそも、役割期待・役割理解とは如何なる構制の事態であるのか、これを見定めておくことが先決要求である。」 107P

第三段落——役割行為の構制要件を成す「能期待者」の(差向ける)「期待」に於ての「呼

応的行為」 107-15P

(対話①)「役割行為の構制要件を成す「能期待者」の(差向ける)「期待」に応えての「呼応的行為」と一口に言っても、実際には多種多様に別(「わか」のルビ)れる。能期待者は、一人の対向的相手のこともあれば、協演を求めている複数の仲間や敵方のこともあれば、期待的に見守っている環視者のこともあれば、非人称的な世人のこともある。期待にも、単なる期求的期待のほかに当為的期待もあり、期待されている事態には、例えば問答の場合などのようにもっぱら所期待者の側での応答だけで全幅が尽きるケースから、例えば協力して岩石を運び移そうと求められている場合などのように、舞台的・手段的・対象的な物的要因をも絡む状況的变化のケース、さらには、例えばチームプレーの場合などのように個々の所期待者は臨機のパートを占めるにすぎない全一的な動態的進行といったケースまでである。期待される呼応的行為の実質的内容が千差万別であることは述べて立てるまでもない。——眼前の人物の動静に関して、御当人からもさることながら、第三者から然るべき応待(助力・傍観・阻止・賞罰・等々)を期待されているので、第三者がどう期待する筈であるかを識るためにも、眼前の人物の動静、その“意味”を理解することが要件になる。自分に如何なる行動(無為も含めて)が期待されているかを識るためには“舞台”上(広義の)登場している他者たち各々の“行為の意味”の理解が不断に必要とされている次第である。——期待の諸相や内実を周到に枚挙・分類することは爰での課題ではない。爰では、役割期待・役割理解の一般的構制を見据え、そこでの構造的要件をなす限りで、いわゆる“行為の意味理解”を論件としつつ、論究すべき案件の所在を確認する途に就けば差当たり足ろうかと念う。」 107-8P

(対話②)「偕、期待察知・期待理解とは——前節で叙べた“あの身”の視座から視る機制」や「この視座とあの視座との“区別化的統一＝統一化的区別”」の機制、以って亦、「いわゆる“意識現象”(註)の“あの身”への帰属化」の機制に上乘せする流儀でひとまず記せば——理解者の側が期待者の側との件(「くだん」のルビ)の視座的“区別化的統一”の機制に俟って、一定の“意識事態”(これは期求的督促感を伴って表象されている一定の未決的状況であり、当の企投的未来状景とそこへ到る過程は“この身”[所期待者]を、そして場合によっては他の能為的主体との所作態をも、構造的契機として含む相で表象されている)を“あの身”(能期待者)に帰属化させる態勢の現成である。」 108P

(註) ” が付いていないのを、つけました。

(対話③)「斯かる“期待察知”“期待理解”は、理解者の側での“勝手な思い込み”にすぎず、誤解の場合もありうるのではないか？ 勿論、誤解の場合もある。だが、当面の論考の場面では、誤解であったことに(直接にであれ第三者の指摘を介してであれ)気が付き、“役割理解”が是正され、呼応的行動(役割行動が)が円滑に進行しうれば宜(「よ」のルビ)い。——その場合でも超越的な第三者(譬えば“神の眼”)から見れば全くの誤解の連続であって、落語の「コンニャク問答」に類する可能性を直ちには排却できない。が、他己認知・他者認識ということの原理的な権利づけ(「レヒトフェルティゲン」のルビ)に関わるこの問題次元については、次章最終節さらには本巻最終節の論脈に譲り、今爰では差当たり、仮令(「たとい」のルビ)「コンニャク問答」に類する始末あれ、兎にも角にも当事者達においては役割理解・役割行動が齟齬なく進展してるものと信じ込まれている事態に即して姑(「しばらく」

のルビ)く議論を進めておこう。このさい、誤解の是正が折々におこなわれうるということも、そのことの認識論的機制や権利は棚上げにしたまま、これまたひとまず前提的含意とする。——」 108P

(対話④)「役割理解・役割行動の円滑な進行というとき、能期待者は対向相手とは限らないのであって、上述の通り環視的第三者や非人称的世人が能期待者の場合もある。特にこのような場合には、期待されている役割行動を実行する直接の相手は、能期待者とは別の登場人物である場合が多い。それ故、期待されている役割行動を齟齬なく遂行するためには、直接に應對すべき相手当人は別段当方に期待を差向けていない場合であっても、相手すべきその人物の動静、その行為の“意味”を(望むらくは第三者的能期待者の認知と合致する相対)理解できなければならない。」 108-9P

(対話⑤)「ここにおいて、役割行動の齟齬なき遂行が可能となるためには、他人の行為一般を理解することが要件になる。つまり、或る他人が直接に当方に対する能期待者である場合だけでなく、当の他人は第三者の懐く期待の構造内の一要因たるにすぎない場合にも、当該他人の動静、彼の“行為の意味”を理解することが必要とされる。という事情から、われわれは他人の行為の意味理解という問題に直面する。が、惟えば、役割行動の場では、他人によって理解されている自分の行為の対自的理解も折々に必要とされるので、自分の行為の意味理解も逸せない。茲に、能為的主体によって遂行される行為一般の理解が論攷課題となる。」 109P

(対話⑥)「ところで、行為理解とは多岐多様な要因を含む極めて複雑な事象であって、一気に論じ去ることは到底期し難い。今爰では、当座の行論にとって最小必要限の論件に絞ることにしよう。——この限定下にあっても論件は相当に複雑多岐となる。行為の理解というとき、マックス・ウェーバーの謂う当事者の「主観的思念せる意味」の理解が論件になるが、われわれとしては、当事者の意識には必ずしも上っていない部面まで含めて行為の意味を理解する必要がある。」 109P

(対話⑦)「行為とは、学制的(「フェア・ウンス」のルビ)に規定すれば、一定の未来的状景という目標の実現に向かう能作的所作＝所作的能作であるが、目標状景は能為的主体の終局的所作態には尽きずいわゆる物的な要因をも含む諸多の契機から成る。そして、謂う所の「終局的所作態」すなわち「所業的行為」(actum, Handlung)へと到る能作的所作＝所作的能作、すなわち、「遂行的行為」(actio, Handeln)は、それ自体多種多様な所業的行為の一つ一つに関してさえ多岐多様性を呈しうる。が、以下では暫く、目標状景の種別には立入ることなく、また、実現目標と達成目的という実在と価値との区別性・二肢性を主題化することなく、期求感を伴って未来完了時制的に表象された目標(目的)を行為の目標(目的)性動機と総称する。(このさい、謂う所の「期求感」の欲動的／当為的といった種別や「未来完了時制的な表象」がフェア・ジッヒであるかアン・ジッヒ＝フェア・ウンスにすぎないかという区別は、ブラック・ボックスのままとしておく。)そして、行為の企投(すなわち、一定の未来的状景を期求感を伴って未来完了時制的に表象すること)そのことを動機づけた(と対自的にであれ即自的にであれ認定される)過去完了時制的に先行する事象を行為の理由性動機と呼ぶ。(尚、企投がフェア・ジッヒではなく、企投的行為の構制がフェア・ウンスに認定されるにすぎない場合、すなわち、狭義の「行動」Verhalten の場合にも推及して、

必要な場合には、行為の理由性動機と呼び分ける。)——行為の意味を周到に理解するためには、目標実現へと到る遂行的行為そのことの分析を要するが、以下暫くは、目標性動機を恰かも遂行的行為の所作的終局(所業的行為)に矮小化するかの如くに、そして、遂行的行為はそれを実現する単なる手段にすぎないかの如くに、夫々を遇する便法を恕(「ゆる」のルビ)されたいと念う。尚、行為の意味というとき、当人の企図を遙かに超え出たり、当人たちの企図に全く反したりする社会的・歴史的な意味まで含まれる(例えば、コロンブスの新大陸への到着とかバスチーユ襲撃とか、ヒットラーのソ連侵攻とか)。このことの勘考をも要するが、所業的行為に関する意義評価や遂行的行為に関する価値評価という次元は(「目的価値—手段価値」)の一部分を除いては後論に委ね、爰では能期待者・所期待者にとっての行為の意味理解という次元に限定する心算である。」 109-10P

(対話⑧)「われわれの当面の主題をなす「行為の意味」の理解、こうして、さしあたってはまず、行為の目標(目的)性動機の理解および理由性動機の理解を焦点とすることになる。——第一巻において、記号的意味の理解に即して、「叙示(指示かつ述定)の意味」の理解、「喚起的意味」の理解ということに論及しておいたが、以下での議論は「叙示の意味」の内容はブラックボックスに収めたまま、「表出的意味」の一部と「喚起的意味」の一部とに関わる意味理解を問題にする所以ともなるであろう。」 110-1P

(小さなポイントの但し書き)「識者は先刻来、著者がアルフレート・シュッツがウェーバーのそれを批判しつつ展開した「動機」理解理論を強く意識しつつ立論しようとしていることを察知しておられることと思う。慥かに、著者はシュッツとの接点を設けようと図っている。成程、シュッツには、他者による期待・期待察知・期待理解に縁(「よ」のルビ)る役割行動、という視角が存在せず、彼にはそもそも役割行為論という視角が存在しない一事を鑑みただけでも、彼と著者とは立場を大きく異にする。しかし、それにもかかわらず、「行為の意味」理解論、「動機」理解論に関しては、彼の業績は批判的継承を図るに値する。／今爰ではシュッツの当該業績を詳しく紹介したり批判したりする意趣はないが、(この作業には独立の一書『現象学的社会学の祖型——A・シュッツ研究ノート』青土社、一九九一年刊、を既に当てておいた)、しかし、継承点と批判点とを明示的に誌しておくことが無用の誤解を防遏し、捷徑的に議論を運ぶ便となる限りで、ここで若干のコメントを挿入しておこう。／ウェーバーの理解社会学は、周知の通り、行為者(たち)によって「主観的に思念(「マインեն」のルビ)された意味」の理解を標榜する。ウェーバーは、意味理解を、(一)「直接的(aktuell)な理解」すなわち「行為(表出をも含む)の思念された意味の現認的(「アクチュエール」のルビ)理解」と、(二)「説明的(erklärend)な理解」すなわち「動機に則した(motivationsmäßig)=動機順拠的」理解とに分けて論じたのであった。／(一)は、(イ)想念(「ゲダンケ」のルビ)の合理的・直接的理解、(ロ)感情の非合理的・直接的理解、(ハ)行為の合理的・直接的理解、に岐れる。——(イ)は、例えば $2 \times 2 = 4$ という命題の意味の理解、(ロ)は、例えば、顔面表情や怒声や動作に表われる怒りといった感情の理解、(ハ)は、木を伐っている人の行動とか、銃を構えている人の行動とか、こういった振舞いの理解。／(二)は、動機の合理的／非合理的に応じて、(イ)合理的・動機順拠的理解と(ロ)非合理的・動機順拠的理解とに分けうる。——われわれは、 $2 \times 2 = 4$ と言ったり書いたりしたひとが、商売上の勘定をしているのか、科学上の証明をしているのか、技術上の計算をしてい

るのかを……動機順拠的にも理解する。木を伐っている男が、賃金のためにその行為をしているのか、自家利用のためにそうしているのか、リクレーションとしてやっているのか(以上なら合理的)、それとも、激情に駆られて切りつけているのか(非合理的)、或るいはまた、射とうとしている男が、銃殺命令ないし攻撃命令でそうしているのか(合理的)、それとも復讐の念に駆られて狙っているのか(感情的、従ってこの意味での非合理的)、これを知るとき動機順拠的に理解することになる。／シュッツとしては、ウェーバーにおいては「意味」なるものが種別こそあれ謂わば単層的に扱われていることを見咎めて、「意味」を五層に分けてみせ、また、「行為者が行為に結びつけている意味」と一口に言っても、その都度の脈絡的情况に応じた機械的意味と、謂わば辞典的標準的な範型的意味との区別があり、これに応じて意味理解の在り方が岐れることを指摘する。彼は、ウェーバーに対する批判的指摘を踏まえて積極的に自説を展開するためにもウェーバーにあつては少々安置に前提されている憾(「うらみ」のルビ)のある他我認知・他者理解ということの原理的可能性に溯って哲学的論攷を開陳している。とはいえ、著者の看るところ、遺憾ながら、シュッツの他我認知論・他者理解論は原理的に失敗に終っており(この間の次第については前掲別著)における詳細かつ内在的な分析の参照を願うに留め)、爰では紹介・検討に立入るには及ぶまい。また、ウェーバーの謂う「直接的理解」は、われわれの謂う叙示的意味の理解の次元に属したり、表情感得の理解の次元に属したり、大部分は当面の論域外であつて、配視を必須とする部分は僅少である。という次第で、爰では主として、「動機順拠的理解」を問題にしておけば足ろうかと思う。／偕、そこで、動機順拠的理解についてであるが、ウェーバーは「動機」とは「行為者(たち)自身に、或いは観察者に、行動の有意味的<根拠>とみなされている意味聯関態」の謂いとしていた。シュッツの見るところでは、しかし、ウェーバーにあつては、動機ということで二様のものが(自覚的に区別されることなく)考えられている。「〇〇のために」という目的性の動機(das Umzu-Motiv)と「〇〇だから」という理由性の動機(das Weil-Motiv)がそれである。——例えば、友人を訪問した動機を問われて、「借金をするために」と回答・説明することも、「借金しようと思ったから」と回答・説明することもある。このような場合、形式的には、一方は目的性動機を、他方は理由性動機を述べてはいるが、実質的には大差がないとも言える。現に、日常的な言語活動の場では、このような場合の Umzu-Satz と Weil-Satz とは、実質的な意味を変ずることなく互換的に書換えが可能である。ところが、例えば、「叫んだのは怒ったからだ」「殴ったのはムシャクシヤしていたからだ」といった理由文は目的文に書換えることができない。この相違は奈辺(「どこ」のルビ)から来るのか? 理由動機が別種であることに由来する。先のケースでは「借金」という目的、この「目的投企(借金しようとの投企)」そのことが理由とされている。それにひきかえ、後(「あと」のルビ)のケースでは「叫喚」「殴打」という行為を「投企した(ことの)理由」が述べられている。要言すれば、前者では「投企そのこと」が説明理由とされているのに対して、後者では「投企を生ぜしめた原因」が説明根拠とされている。シュッツは、前者すなわち、形式的には理由性動機を述べる形になっていても目的文に書換えのきくような場合、「仮性の理由性動機」(das unechte Weil-Motiv)と呼び、後者、すなわち、目的文への書換えを許さないものを「真性の理由性の動機」(das echte Weil-Motiv)と呼んで、内容上区別する。——／われわれとしても、シュッツを踏んで、目的性動機と

理由性動機とを区別しつつ、猶且つ、彼の現象学的社会学の立場的限界性、それに因由する彼の理説の欠陥を克服しつつ、行為の意味の動機順拠的理解の実態を見ておこうという算段である。」 111-3P

第四段落——理解(解釈)される対象的意味諸契機に留目し、そこでの内部的・構造的な聯関を構図的に見定める 114-7P

(対話①)「行為の意味の理解(延いては説明)という認知的営為においては、理解(説明)者の持合わせている「意味聯関態」(Sinnzusammenhang)が解釈(説明)図式として動因されるのであり、周到に論ずる際には、当の意味聯関態や解釈図式の先行的／並行的な形成をも究明することが課題になるのであるが、爰では、この部面は脇に置いて、もっぱら理解(解釈)される対象的意味諸契機に留目し、そこでの内部的・構造的な聯関を構図的に見定める流儀で行論を急ぐことにしたいと念う。」 114P

(対話②)「行為の説明的理解に際しては、行為(遂行的ないし／および所業的な行為)の事象的諸現相の認知に基づいて、目的性動機または／および理由性動機に則って、理解(説明)がおこなわれる。行為の事象的現相の認知そのことの諸層や認識論的構制・権利といった問題次元(この件の一端には次節で立帰る)には今は立入ることなく議論を急ぎたいのだが、説明的理解は所与の行為事象を目的または／および動因と関連づけるという構制になる。——このさい、目的や動因は、一般に既知でなく、一般には、所与の行為事象を手掛りにしてあれこれと思い泛かべられ、それら可能的目的または可動的動因の特定のものに確信的に絞り込まれる、という仕方で認識される。しかも、一般には、現与の所与の事象から直接に推察されるのではなく、企投の場面に溯って(この企投をフェア・ジッヒと解するにせよ、フェア・ウンスな構制と自覚するにせよ)企投の目的／および動因が思い描かれる。この作業は瞬時的に完結することもあるれば、試行錯誤的な逡巡過程を経てなかなか終結しないこともある。が、ともあれ、企投の目的／動因の“確定的”意識化＝認識が成立し、所与的行為事象がそれと反照的に関連づけられる。——そして、じつは、企投目的との反照的関連づけにおいてはじめて所与の「能為の主体の能作的所作＝所作的能作」現相が「遂行的行為」として理解される所以となる次第なのである。(そもそも、企投から目標実現まで[正しくは目的達成まで]の経過事象、この一全体が「単位的行為」の基本である。なるほど、当座の「企投—目的達成」がより遠大な「企投—目的達成」の「手段」的行為であり、当座の目標は中間的目標[手段的目標]として位置づけられる場合がある。その場合には「行為」が錯構造を呈する。が、単位的行為はあくまで「企投—目的達成」の過程の一全態であることが銘記されねばならない。)」 114-5P

(対話③)「ところで、シュッツは、目的性動機とは「遂行的行為によって成就さるべきもの」として、未来完了時制的に径行され了った相で想像されている所業的行為」の謂いであるとし、真性の理由性動機とは「投企そのものを動機づけた、過去完了時制的な体験」の謂いであるとする。未来完了時制的(modus future exacti)、過去完了時制的(modus plusquam perfecti)というのは宜しい。しかし、彼の場合、成就さるべき目標事態が「所業的行為」(Handlung)に局定されているのがまず頂けない。われわれは、企投される目標の終局状景は、企投者当人の所業的行為に局定されるものではなく、所期待者たる他人の所業的行為やいわゆる物的状態などをも構造的に含みうるものとする。この相違は措くとしても、何

よりも問題なのはシュッツがわれわれの謂う「実現目標」という実在性と「達成目的」という価値性とを区別していないことである。彼は彼の謂う「所業的行為」を「目標」(Ziel)とも「目的」(Zweck)とも呼ぶが、事実性と価値性との区別に無自覚である。われわれとしては、目標概念を拡充し、且つ、実在的目標と価値的目的との区別性・二肢性を明識しつつ事に当らねばならない。シュッツの理由性動機概念にもこれまた本質的な限界・難点が孕まれている。彼は、現象学的意識分析主義の立場に禍いされて、企投そのことを動機づけた先行的体験、つまり理由性動機なるものを、当人が内省的に回顧できる表層的意識体験の枠内に限っている。彼の場合ベルグソンを踏んで、企投的意志発動の場での決定論的な因果連鎖を棄却する意想ともそれは関連しており、われわれとしても企投的起動を安直に身心因果論的・神経生理学的連鎖で説こうとすることには警戒を要するが、表層意識に上(「のぼ」のルビ)る過去の体験だけではとうてい企投を生じた動因・理由を十全に理解することには覚束ない。加うるに亦、彼は殺人教唆といった例すら挙げておりながら、他人による期待的督促、役割期待ということを企投の動機・動因として配視してはいない。われとしては、企投を生ぜしめた理由性動機として、いわゆる“深層的体験”や“深層的機制”をも勘案し、表層的意識にも上る理由性動機の重要な一斑をなす役割期待の察知、期待への呼応を配視しなければならない。」115・6P

(小さなポイントの但し書き・・・この文章は小さなポイントですが、頭下げがなされていません。内容的には但し書きになっているので、「小さなポイントの但し書き」にしました)

「——論者の中には、行為の説明的理解、学理的な説明に際しては、「当事者の主観的に思念せる意味」など事実上無視しても差支えない、と主張するむきもある。学理的説明においては、行動を惹起せしめた客観的原因と、行為のもつ客観的意味を解明すれば足る、というわけである。これは存外と有力な理説でもある。著者は、論者たちの謂う“客観的原因”や“客観的意味”の配視を否む者ではなく、その次元をも勘案すべきことを積極的に主張する者ではあるが、しかし、当事者たちの主観的に思念せる意味を“内在的”に理解することも有意義であると考え。著者が有意義性をそれに認める理由については別著『哲学の越境——行為論の領野へ(勁草書房、一九九二年刊)』を参看願いたいと念う。」116P

(対話④)「日常生活の場において、人々は他人の行為を不断に目的性動機／および理由性動機と反照的に関連づけるという構制で意味理解している。そこでは、深層的動機にまで掘り下げて理解することこそ稀であるにせよ、表層的理由動機は現認的に理解されており、往々に、差向けられた期待的督促、役割期待が動機をなしていることが認知される。目的性動機、これには期待された役割行動を達成しようという動機の場合が多々あるのだが、遂行的行為がそこでの目的との反照において手段的価値性を帯びた相で理解され、実現された所業的行為もその帯びる目的価値性と反照的に了解される。目的の企投が、対自的であれ、即自的であれ、また、原発的な慾求的／期成的／当為的な動機に由るものであれ、期待の察知を動機とするものであれ、所与行為について企投目的と反照的に関連づけて理解するという構制では斉(「ひと」のルビ)しい。行為の意味理解とは、当座の論脈では、こうして(さまざまな動機を顧慮しつつも)企投目的との反照的理解の謂いとなる。」116P

(対話⑤)「行為の意味理解には、機会的特個性における理解ばかりでなく、軀てそれを通じて成立するようになる、範型的一般性における理解(これにあつては目的との反照的規定

性が所与行為に謂わば内自化された相にある)も存在する。周到的理解には、翻って亦いわゆる人格的特性の勘考も必要とされる。が、これらの事項を視野に入れた他者理解論は[次章]まで持越すことにして、爰では少々性急に“略画”を閉じる運びとしよう。(尚、[前掲『哲学の越境』の第十章]においては、身体行動現相を行為として認知する構制という本書では割愛した論点、行為理解、行為の意味理解を論考するに当って本来なら関説して然るべき論点にも一応は触れておいた。就いては、爰での行文を聊か補全するものとして、茲にあらためて参照を乞い度い。)」116-7P

第五段落——役割的行為という対他対自的關係態において占める布置に即して能為主体どうしの人称的關係が成立 117-23P

(対話①)「能為的主体は他の能為的主体の意向・行為を理解することでしかるべき即応的な行為(無為を含めて)を遂行する。この役割的行為という対他対自的關係態において占める布置に即して能為主体どうしの人称的關係が成立する。」117P

(対話②)「[第一卷(第一篇第二章第二節)]において、人称性の問題に予告的に言及し、著者としては通常の文法的人称規定とは少々異なる視角から扱う旨を述べ、「対象的指示称」「自他の共軛称」「我々の協同称」という概念的図式を提示しておいた。——「対象的指示称」というのは、人称の第一類型というよりもむしろ前梯と呼んでしかるべきむきもあるのだが、人称的帰属性が反省的に明識化された場合に狭義の第三人称「誰かにとってソレ」を現出せしめる構制を具えている限りで一類型として挙げたものであった。これにおける「誰か」は反省的には必ず「私」とは限らず「汝(等)」や「彼(等)」でもありえ、「ソレ」も事物的個体には限られず、他人や、対象的個体相で意識されている場合の自身でもありうる。「自他の共軛称」というのは、人称的分極化の原基形態であって、認知的には或る事態の自他の不共属の態勢、すなわち、対他的帰属かつ対自的不帰属、または、対自的帰属かつ対他的不帰属という“対他—対自”関係が覚識されている場合に照応する。が、ここでの自他は“この身”“あの身”の次元でのそれであり、“あの身”他者は後の段階での「汝」と「彼」を未分化的に包括する。「我々の協同称」というのは、自他の共軛性において能為的役割主体としての相互的承認を遂げつつしかも自他の協同的一致が対自化されている場合に順応する。——是を承ける形で議論を進めることにしよう。尤も、前梯たる「対象的指示称」の準位は既に[前節]の行論中で、“発生論的”に見ておいたので、爰では「自他の共軛称」を役割行為の場面で捉え返しつつ、「自我—他我」の分極化と他我の「汝」「彼」区別化の場面から論述すれば足ろうかと念う。」117-8P

(対話③)「発達論的に見るとき、言語活動と相即的に人称的分化が進捗することは確かだとしても、嬰兒は言語使用的発話を開始する以前において既に、「対象的指示称」ばかりか「自他の共軛称」の構制を覚知する域に達していると目される。言語的活動は役割行為の一種にほかならないが、嬰兒は言語活動以前のな役割行動の場で、不十全ではあれ、自他の共軛の構制を覚知する域に至っているものと付度される。——チンパンジーは、豊唾者用の「手話」(身振言語)などを用いてヒトとの対話を訓練すると、一人称代名詞(I)、二人称代名詞(you)、それに一人称複数の代名詞(we=I and you)まで使いこなす由である。自然状態においても、マウンティングや毛ヅクロイなどの“役割行動”に鑑みると、自他共軛称”的構制程度は覚知しているのではないかと思われる。——」118P

(対話④)「役割行動が「能期待者—所期待者」構制の覚知にもとづいて遂行されるようになっている場面、すなわち、「役割期待」の「察知にもとづいた呼応的活動がおこなわれる場面では、前節で叙べたところを想起して頂けば済むであろうように、“あの身”“この身”が既に「能為的主体」相で覚知されるに至っており、第三者的見地からは「他我—自我」の対向的分極化を云為することが早くも許されるであろう。「我(Ego)」という詞を(代名詞的にではなく)名詞的意味で用いるとき、能為的主体(能知的かつ能動的な主体)を「我」と呼び、「あの能知的主体—この能知的主体」を「あの我—この我」(「他我—自我」)と呼ぶのは、日常用語法をほぼ追認したにすぎないからである。」 118P

(対話⑤)「問題は、今や「他我」の人称的分化、ならびに、それとの共軛性における「自我」の人称関係的“分化”である。発達論的には、この分化も代名詞の言語的使用以前から実質的には始っていると考えられる。」 118-9P

(対話⑥)「無用の混乱を招かぬようここで言葉を挿んでおきたいことがある。W・フンボルト以来、多くの論者によって、人称代名詞は位置関係を示す「近称—遠称」の副詞／代名詞から派生したものであることが指摘されている。現存するものだけでも少なくとも数千種に上るといわれる地球上の諸言語について、それが一般的に妥当するものかどうか審(つまび)のルビ)らかでない。が、日本語の場合についても「ココモト・ソコモト」、「テマエ・オマエ」といった表現があり、位置関係的表現と人称的表現とのあいだに関係性のあることまでは認められる。では、「ワレ・ナレ・カレ」という人称的關係を「近—遠」称的關係に還元して済ませうるのか？ そこに近遠性の意識契機が存在することは認められるにしても、それに還元することは不可能であろう。近遠性といっても人称的關係性の場でのそれは、物理空間内的位置の「近—遠」というより、或る種の心理的な近密・疎遠であるように見受けられる。(呼び掛けている遠方の人物がナレで、中間で右往左往している人物がカレであるような場合さえもある。)われわれとしては、このことをも勘案しつつ規定しなければなるまい。——翻って、言語活動の場においては、「発話当事者・相手聴取者・話内被言及者」が「我・汝・彼」という人称代名詞で指称されるが、しかし、このことから逆に「我・汝・彼」とは「発話当事者・相手聴取者・話内被言及者」の謂いとするわけにはいかない。それでは狭すぎて、そこには納まり切れないケースが多々生じてしまう。——因みに亦、古代中国(支那)式の「彼—我」は、われわれの謂う「自他的共軛性」と構制上共通する部面もあるようで、そこでの「彼」は、欧語式での第三人称者ではなく、第二人称者と第三人称者とを未分化的に一括するものであるのだが、強いて言うならば寧ろ第二人称者に近いものの如くである。そこでの「我」は、個人というより、自分がそこに内属するグループ・集団・共同体・国家といったものであり、「彼」はその内集団に対する外集団であるが(人間(「ひと」のルビ)という集合から「我」とい集合を差引いた単なる“補集合”的残余といったものではなく)、敵対的であれ、「我」との対向的關係で意識されている“他者達”であり、の意味において、強いて言うならば寧ろ“汝等”に近いものを指し表わす。——尚、欧語式説明では we とは I and you の謂いとされがちであるが、I and you が we の場合などもあり、速断に陥らぬように心して掛からねばなるまい。」 119-20P

(対話⑦)「偕、図式的に言えば「自他的共軛称」から「我—汝」「我—彼」「我—我」の人称的分化が成立すると言って間違いではないのだが、しかし単なる「能期待者—所期待者」

としての期待の差向け合いや「呼応的行動」の進行だけでは、自他的共軛称の埒を超えず、いわゆる第二人称／第三人称の分化は生じ難いであろう。共軛的他者が直接・無媒介的に汝として(または彼として)認知されるわけではない。(勿論、一旦、この人称的な分化が成立してしまえば、自他両人間の直接的な関係でも汝／彼が区別されうる。が、今は、原初的な分化の場面と機制が問題である)。いわゆる第二人称者／第三人称者の分化的区別が意識されるようになる原初的場面では、自他的共軛称関係における「他者」が一個体ではなく、二個体(またはそれ以上)であることを必要とするであろう。(話を簡単にするため、以下では暫くの間、他者が二人のケースに即して議論を進めることにしたい。精確には、「他者」は能為的主体と見做されている者であればよく、必ずしも人間個体とは限らないのだが、短絡的に二人の“人物”としておく。)但し、他者が二人登場しているからといって、直接・無媒介的に、その中の一人が汝もう一人が彼として、人称的に分化するわけではない。(二人が汝等になる場合もあれば彼等になる場合もある。時には、他者であった者が取込まれて我々を形成することさえもある。)では、他者が汝／彼という規定性を帯び、自他的共軛性における単なる他者以上のいわゆる第二人称者／第三人称者と成るのは如何にしてであるのか？ 登場している二人の他者の中の一方に対する関わり方と他方に対する関わり方、この関わり方の相違に即しての筈である。それは如何なる関わり方、如何なる相違であるのか。」 120P

(対話⑧)「要点だけに絞って記せば、登場している二人の他者の中、一方が対向的に即応する役割的行為の相手当事者であり(ここに謂う役割的行為には、当然、対話的言語活動をも含み、相手は単なる受動的対象者ではなく、可能的／現実的な役割行動者の相で覚知されているものとする)、そしてもう一方は、(α)単なる「対象的指示称」の構制での人物、または、(β)「能期待者」ではあるが、当人に直接的に対向する行為ではなくして別人に対向する行為を期待している者(これの極限的ケースがいわゆる傍観者)、または、(γ)「所期待者」ではあるが、(自分に対してでも、もう一人の人物に対してでもなく)別の人物に対向しての行為を期待されていて、しかも、その行為が自分または／およびもう一人の人物との並行的協働ではない人物、または、(δ)もう一人の人物にとっての対向的即応者である者(但しその対向的即応者が自分ではなく、また、自分にとっての対向的即応者でも並行的協働者でもない者)、または、(ε)もう一人の人物にとっての(α)、(β)、(γ)である者(但し、(β)での「別人」がこの自分である場合を除く)の場合、この対照性において、且つ、自分との関係において、前者の人物を「汝」、後者の人物を「彼」と謂い、そこでの汝または／および彼との関係において自分を「我(「わたし」のルビ)」と謂う。——如上の要件を充たす「汝」「彼」が複数存在するときに「汝等」「彼等」と呼ぶ。(「彼等」については後述。)」

120-1P

(小さなポイントの但し書き・・・この文章は小さなポイントですが、頭下げがなされていません。内容的には但し書きになっているので、「小さなポイントの但し書き」にしました)

「蛇足をも憚らず若干のコメントを加えておけば、俗説流には「汝の汝」は直ちに「我」とされがちであるが、(δ)における「もう一人の人物」が汝である場合、その対向(註)的即応者」つまり「汝の汝」は、「彼」になる。(δ)での括弧内の限定の含みは、「我では」ではなく「汝でも」「我々の片割れでも」なく、ということにある。この限定を外した一般的条件

の下では、「汝の汝」は、「我」であつたり、「(我にとってもやはり)汝」であつたり、「我々の片割れ」であつたり、そしてまた「(我にとっての彼)」であつたり、様々でありうる。——(y)で「並行的協働者」を除いたのは、言うまでもなく「我々の片割れ」や「汝等または彼等の中の一人」である場合を排除するための措置である。——「我」「汝」以外の第三者の人物が「彼」とは限らず、もう一人の「汝」であつたり、「我々の片割れ」であつたりしうること、また、「自他的共軛称」の構制を元(「もと」のルビ)にした人称的分化を介して「対象的指示称」が反照的に分化し、「我」「汝」「彼」の区別化的指示も成立しうること、このことを記録しておこう。」 121-2P

(註)

「対抗」となっているところ、誤植と思われ直しました。蛇足になることを恐れつつ。
(対話⑨)「いわゆる一人称複数、すなわち「我々」という人称的意識の成立が、代名詞的意味での「我(「われ」のルビ)」(つまり、名詞的意味での Ego ではなく、「汝」または／および「彼」との区別性における「我」)の現識を前提することは、通念通りであろう。(ある種の論者は、「根源的な我々」意識なるものを主張するが、この見解には与みし難い。なるほど、第三者的にみれば、後に「我—我」や「我—汝」「我—彼」に分化する“巨きなこの身”、例えば、母子融合態といったものの先行的体験意識態が認められるかもしれない。しかし、それはフェア・ジッヒにはまだ「我々」とは言えまい。——翻って、論者の中には、例えばサルトルのように、“客体我々”は認めても“主観我々”を原理的に認めない立場の者もある。だが、客体我々ばかりでなく、主体我々ということが存在論的にも認められると著者は思う。そして、ここでも、人称性意識的には「我」が先行する。)——当初“自分”とされていたものが錯分節化して「我々」として把え返される場合が現にあるとしても、そのためには、単なる“他者—自分”の共軛ではなく、「汝—我」「彼—我」の人称的な分化が要件をなす。そして、「汝と我」／「彼と我」が、第三者から一括して、「汝(等)」または「彼(等)」として眼差されたり、役割行為を期待されたり、第三・第四者から役割行為を仕掛けられたりしていることの覚識を俟って、「我と汝」または／および「我と彼」が「我々」として対自化される段となる。尤も、この対自化は、まずは「客体我々」の相で成立するのであり、「主体我々」の現成には、単に「我—我」が共同的目的に向って、ないし、共同の第三者に対向して、並行的協働をおこなっていることの対自化だけでは不十分であって、我と汝との「相互承認」が前件となる。そして、実は、この相互承認と相即的に「主体汝」と「主体我」とが「人格」として現成するのであり、そのことを介して「主体彼」もまた「人格」として現認されるに及ぶのである。」 122P

(対話⑩)「我々の協同称」の確立を見定め、以って「我・汝・彼」(我等・汝等・彼等)という人称的・人格的な分極化を論結するための前件をなす「相互承認」論は、それ自身猶幾つかの先決要求を伴う。これら前梯に応える作業は次節以下の論脈内に持越すことにし、爰では、嚮に見た「我」「汝」「彼」への人称的分化相にある能為的諸主体が之復(「ま」のルビ)た役割的行為の場で相互承認を遂げることを通じて「人格」的主体化を現成すること、この構図と機制を述べたところでひとまず節を閉じる形にしておこう。」 123P

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 180 号」アップ(25/9/18)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のⅣ．F〔廣松ノート〕
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『存在と意味 第一巻』をアップしています。
<http://www.taica.info/hironosoni.pdf>

(編集後記)

- ◆発刊態勢は月二回を維持しています。
- ◆巻頭言は、「左派・リベラル・保守・右派・極右(ファシズム)規定再論」です。議会政治を中心に考え、しかも国会の選挙制度の小選挙区制度という「二大保守による政権交代」という名の下に、資本主義を鞏固に維持していく体制が構築されました。そういう中で、変革志向のひとたちも、「野党共闘が必要」というところで、左派的リベラル的民衆も野党批判は控えるということに囚われていくのですが、そもそも、その中で、「左派＝社会を変えるという野党」勢力が消失してしまっています。資本主義はグローバリゼーションが行きつくところまで行きついたところで、もう行き詰まっている、差別を拡大する戦争とファシズム的なところで矛盾を拡大し、分断を深めていくしかないところまで来ています。今こそ、偽装の社会変革ではない、社会変革が問われているのです。そんなところで、ジャーナリズムや左派・リベラル系の学者たちが、政党の分析をきちんとしえていない状況をとらえて、わたしなりの分析を試みました。取り敢えずの試論です。次回の、わたしの左派的総括としてのレーニン主義との対話(批判)の試論につなげます。
- ◆哲学の論攷で、「ひとは〇〇する動物である」という規定があり、様々な哲学者が、この〇〇に自分の思想・理論で、詞を当て嵌めてきたことがあります。有名なのは、「ひとは言葉を話す動物である」「道具を使う動物である」とかですが、今、読書メモを書いている廣松渉さんは、言語以前のそして、言語を成立させるところの、「役割期待—役割遂行」という役割理論に留目しています。ひとの社会化の高次化で言葉を獲得したということが大きいのですが、それ以前な、役割行動というところに焦点を当てています。廣松さんには廣松〇〇論と謂うような独自の展開理論があり、そのひとつに、「廣松共同主観性論」があります。「共同主観性」という詞自体は、ヘーゲルやフッサールにもあるようなのですが、廣松さんは先人の哲学的概念に独自の意味賦与をしていくのです。実は、廣松共同主観性論をとらえ返していくと、それは廣松共産主義論にもなるのではとったりしています。廣松物象化論からは、「能力をコモンとしてとらえる」という、共産主義思想の核心的なこともとらえられます。こんなことを書くと、「何を言っているのだ、能力は個人がもっている、というとらえ方は常識だ」という批判が返って来そうですが、これが、実体が属性をもっている（内自化している）という実体主義批判としての廣松物象化論の核心とも言えることです。廣松さんは運動からアカデミックな世界に転じたひとですが、共産主義

的志向を持ち続けたひとでした。何とか、廣松理論を継承し、新しい展開に踏み込んで行く、一砂のようなことでも、反差別論の地平から成していけたらと念っています。これも、巻頭言でまた展開するつもりです。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということを一概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>